

福井県海岸保全施設長寿命化計画  
(農林水産省所管)

福井県 農林水産部 農村振興課

# 目 次

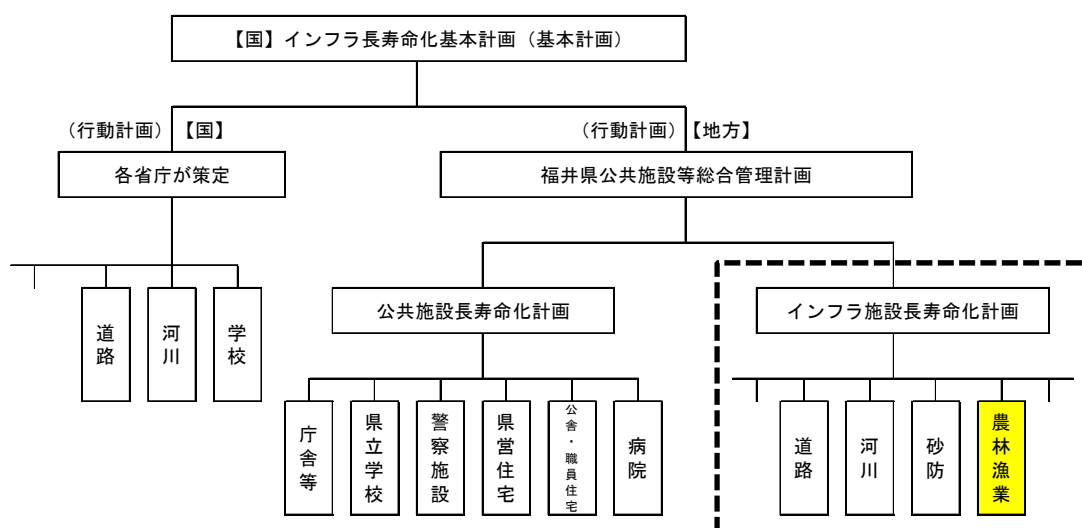
I	計画の位置付け等 .....	1
1	策定の目的 .....	1
2	対象施設 .....	1
3	計画期間 .....	2
II	現状と課題 .....	3
1	現状 .....	3
2	課題 .....	3
III	対策の方針 .....	4
1	基本的な考え方 .....	4
IV	対策の内容 .....	5
1	長寿命化対策の推進 .....	5

# I 計画の位置付け等

## 1 策定の目的

この計画は、国が平成25年度に策定した「インフラ長寿命化基本計画」および県が平成27年度に策定した「福井県公共施設等総合管理計画」に基づき、施設類型ごとの具体の対応方針を定める長寿命化計画（個別施設計画）である。

予防保全的な維持管理や計画的な修繕等を効果的に実施し、利用者の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減や費用の平準化を図る。



図ー1 計画の位置づけ

## 2 対象施設

福井県（農村振興課）では農林水産省所管の海岸保全施設を管理している。本計画の対象は、7海岸の海岸保全施設として整備してきた19地区の護岸や堤防などの施設を対象とする。

表－1 海岸保全施設一覧表（農林水産省所管）

No.	海岸名	地区海岸名
1	越廼海岸	蒲生第1 蒲生第2 蒲生第3 蒲生第4 居倉赤坂
2	越前海岸	高佐茂原
3	敦賀海岸	横浜
4	三方海岸	常神
5	小浜海岸	岡津 甲ヶ崎
6	大飯海岸	大島第1 大島第2 添
7	高浜海岸	神野浦第1 神野浦第2 山中 宮尾第1 宮尾第2 音海
合計	7 海岸	19 地区

※対象施設については、その後の事情変化等により適宜見直す。

### 3 計画期間

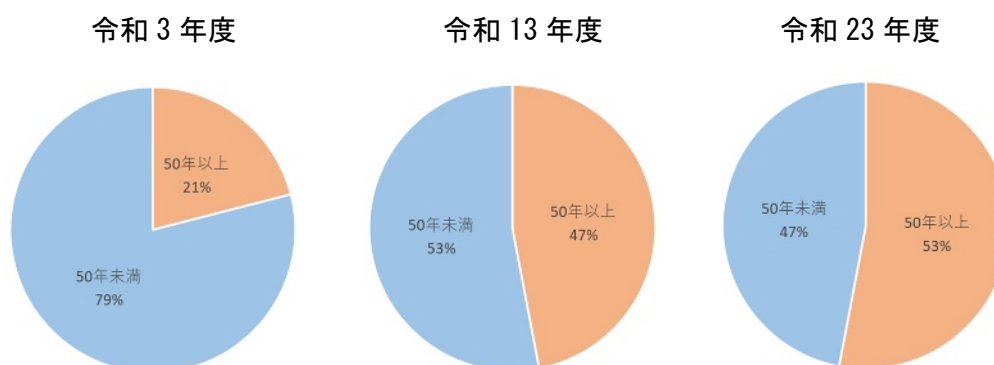
本計画における計画期間は、計画策定年度から50年間とする。

なお、計画期間内にあっても、各対象施設の状態は、経年劣化等によって時々刻々と変化することから、本計画は適宜見直すものとする。

## Ⅱ 現状と課題

### 1 現状

今回対象とする海岸保全施設で、整備後50年を経過している施設の割合は約21%である。20年後には約53%と増加することが見込まれ、今後これらの施設の老朽化に対応する更新・修繕費が増大することが懸念される。



図ー2 50年以上経過する海岸保全施設の割合

### 2 課題

急速に老朽化が進む一方で維持管理、更新・修繕に充当できる財源には限りがあり、海岸保全機能を安定かつ効率的に確保していくためには、施設の老朽化状況、必要性等を総合的に勘案し、計画的に維持管理をしていくことが必要である。

### Ⅲ 対策の方針

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 点検に基づく健全度評価の実施

- 日常的な巡視・パトロールによる日常点検に加え、定期的な点検・診断を実施し、施設全体としての変状や防護機能の低下を把握するための健全度評価を4段階（A～D）で行う。

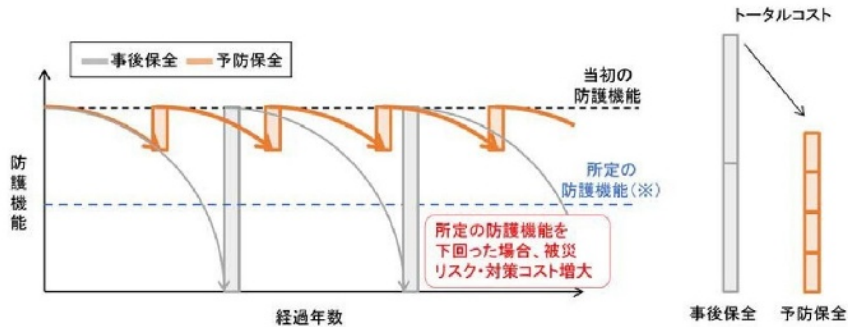
表－2 健全度評価における変状の程度

健全度		変状の程度
Aランク	措置段階	施設に大きな変状が発生し、そのままでは天端高や安全性が確保されないなど、施設の防護機能に対して直接的に影響が出るほど、施設を構成する部位・部材の性能低下が生じている。
Bランク	予防保全段階	沈下やひび割れが生じているなど、堤防・護岸等の防護機能に影響を及ぼす可能性のある程度の変状が発生し、施設を構成する部位・部材の性能低下が生じている。 ブロックの移動・沈下・散乱が生じているなど、離岸堤等の防護機能に影響を及ぼす可能性のある程度の変状が発生し、施設の性能低下が生じている。
Cランク	要監視段階	施設の防護機能に影響を及ぼすほどの変状は生じていないが、変状が進展する可能性がある。
Dランク	異常なし	変状が発生しておらず、施設の防護機能は当面低下しない。

出典：「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月）」P74

##### (2) 健全度評価や優先度を踏まえた予防保全型による維持管理の実施

- 大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、従来の事後保全型の維持管理から計画的かつ予防保全型の維持管理への転換を図り、ライフサイクルコストの低減を図る。
- 健全度評価の結果に加え、背後地の状況等を総合的に勘案した優先度に基づき、修繕等の実施時期を決定する。



※ 想定した地震・津波・高潮・高波等に対し最低限確保しなければならない防護する機能

出典：「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月）」P1

図－3 予防保全型の維持管理の概念図

